

給付型奨学金制度の改善と学費負担軽減を求める意見書

「奨学金を月6万円借りて、学費にあてている」「奨学金の返済が不安」——高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が、将来の借金となる奨学金を利用している。平均利用額は300万円にものぼり、多くが有利子である。現役学生は、奨学金返済の不安を抱え安心して学べない、また奨学金の利用を控え、過重なアルバイトをせざるを得ない学生も増えている。学生をもつ家族の負担も限界であり、卒業生は奨学金の返済に生活が圧迫され、高校生は経済的理由から進学を断念する人が後を絶たない。高い学費と「教育ローン」と化した奨学金が、若者に「進学をあきらめるか、バイト漬・借金漬で進学するか」という究極の選択を押しつけている現状の解決は待ったなしである。

政府は、世論に押され、給付型奨学金創設に向け具体化を始めた。2016年12月に文部科学省が発表した17年度から実施予定の給付型奨学金制度の案は、17年度は先行実施、18年度は制度を確立するとして、17年度の対象者は、非課税世帯で、高校が推薦し一定の成績などの条件を満たし、私立大学に自宅外通学する学生と児童養護施設退所者などである。給付額は月額4万円。施設退所者には入学時の一時金として24万円が給付される。18年度も非課税世帯・成績などの条件は同じ。給付額は国立大学に自宅通学の場合は月額2万円、国立大学に自宅外通学・私立大学に自宅通学の場合は3万円、私立大に自宅外通学の場合は4万円。給付型奨学金の対象となる学生は、全国で17年度は2,800人、18年度は2万人としている。これではきわめて少ない内容である。

給付額は、重い学費負担の軽減につながるよう、少なくとも3万円（授業料平均の約半額）以上とし、高い学費の値下げにふみだすべきである。

また、貸与型奨学金の無利子切り替えや、若者の生活を追いつめないように返済方法の改善も急務である。

記

1. 給付額は最低3万円以上とし、高い学費の値下げにふみだすこと
2. 成績要件等を緩和し、生活保護や住民税非課税世帯、ひとり親世帯のみならず一定所得のある世帯も対象にし、誰もが受けられる制度へ改善すること
3. 有利子奨学金を無利子に切りかえること。所得連動型返済制度や減免制度の拡充、延滞金や保証人・保証料の廃止など若者の生活を追いつめないよう返済方法を改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月28日

静岡県焼津市議会

衆議院議長 }
参議院議長 } 様
内閣総理大臣 }
文部科学大臣 }